

我孫子登山倶楽部 HP 活用規定

2021年10月23日制定

(目的)

- 第1条 本規定は、我孫子登山倶楽部（以下、本会という）会則第2条で規定する目的を支援するため、HPを効果的に活用することを目的とする。
2. HPを通じて山岳・自然を愛好する人々を増やすことに寄与する。
 3. 倶楽部会員に活動情報を提供し、会員相互の情報共有を促進する。
 4. 新規倶楽部会員の入会を支援する。

(体制)

- 第2条 広報委員会の下にHP担当を任命して運用する。
2. HP運用を統括する管理責任者、(副管理責任者)を任命する。管理責任者はHP運用に関する計画、費用、その他活動全般を管理する。
 3. HP管理責任者はHP編集担当者を複数名任命することができる。HP編集担当は山行実績の編集・登録などを行う。その活動内容は管理責任者と協議して決める。

(計画と報告)

- 第3条 HP運用に係わる計画(年度のHP改善計画、予算など)、及び報告は、本会の規則に従う。

(設備・機器の管理)

- 第4条 本会の費用によって購入しHP担当者に貸与している設備・機器は適切に扱う。
2. 貸与されている設備・機器は台帳で管理する。
 3. HP担当を外れた時には、貸与した設備・機器はHP管理責任者に返却する。但し、電子媒体など消耗品扱いの物(HDDなど)については、返却を求めないことができる。

(審議事項)

- 第5条 予算措置の必要なHPの更新(新規機能の追加、大きな機能変更など)、委託先(HP構築・スペース管理など)の変更については、本会の審議・承認を得て実施する。

(改善)

- 第6条 HPの活用状況を把握・分析し、HPの目的により寄与できる改善を行う。
2. HP運用データを収集し、活用状況を分析して改善策を検討する。
 3. 会員からの改善要望を把握し、要望に対する改善策を検討する。
 4. 改善が必要な時は、第5条に従って本会に提案する。

(データ保管期間)

- 第7条 HP内のデータ、及びバックアップデータなどのデータの保管期間を定め、容量の増加に伴う応答性能の悪化、及び費用の増加を抑える。

(個人情報管理)

- 第8条 個人情報などが記載された情報は、別途定める「個人情報保護管理規定」に基づき

管理する。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項が発生した時は、本会に提案し、その決定に従う。

(附則)

この規定は2021年10月24日から施行する。